

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について ～対象者、アルゴリズム等 HPV検査単独法の概要～

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

# 対策型検診における HPV 検査単独法による子宮頸がん検診マニュアル

令和5年度 厚生労働科学研究費補助金（がん対策推進総合研究事業）  
「子宮頸がん検診における HPV 検査導入に向けた実際の運用と課題の検討のための研究」研究班

2024 年 2 月

出典：

日本産科婦人科学会 ([https://www.jsog.or.jp/news/pdf/20240222\\_HP.V.pdf](https://www.jsog.or.jp/news/pdf/20240222_HP.V.pdf))

日本婦人科がん検診学会 (<https://www.jagcs.org/pdf/screening/HPVmanual202402.pdf>)

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

P1～

### 【市町村が実施主体のがん検診に関与される方へ】

HPV検査単独法による子宮頸がん検診を市町村で導入しようと検討される場合、第Ⅱ部だけを読んでいただいても実施することはできません。まずは本マニュアル第Ⅰ部をご確認ください。

第Ⅱ部は地域保健・健康増進事業の運用上、第Ⅰ部と用語や事業報告の際の区分等が異なる部分についてのみ記載しています。

### 【市町村以外が実施主体のがん検診に関与される方へ】

HPV検査単独法による子宮頸がん検診を導入しようと検討される場合、第Ⅰ部を読いただければ実施することができます。第Ⅱ部は市町村が実施主体のがん検診に関与される方用の参考情報となります。

- ・ここでは第Ⅰ部の記載に沿って説明します。
- ・第Ⅱ部には自治体でのプロセス指標の集計の用語の読み替えがあります

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

# HPV検査単独法による子宮頸がん検診の 対象・間隔やアルゴリズム

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

### P8～ 対象と検査間隔

#### 4. 対象年齢と検査間隔

「有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン 2019 年度版」<sup>2)</sup>では、浸潤がん罹患率減少効果が確認できた研究の対象年齢が 25-60 歳、死亡率減少効果が確認できた研究の対象年齢が 30-59 歳であること、要精検率（HPV 検査陽性率）が、おおむね 25～29 歳（24.5%～27.7%）と 30 歳以上（12.1%～14.9%）で大きく異なること等から、HPV 検査を用いた検診の開始年齢は 30 歳以上が妥当と判断された。また、検診終了年齢については、HPV 検査の将来予測の信頼性が高いこと、60 歳以上での新規感染率が低く、新規感染者からの CIN3 以上の発生率は低いことから、60 歳が妥当と判断された。

検診間隔について、「有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン 2019 年度版」<sup>2)</sup>では、検診で精密検査不要と判定された後の CIN3 以上の累積発症リスクを細胞診単独法と HPV 検査を用いた場合の検診とで比較することで評価した。その結果、細胞診単独法に比べて検診間隔を 2-3.5 倍に延長することが可能と判断された。現在、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（厚生労働省健康局長通知）<sup>4)</sup>では、子宮頸部の細胞診による子宮頸がん検診は 2 年に 1 回実施することが定められているため、利益も不利益も同等にするためには HPV 検査単独法による子宮頸がん検診は 5 年に 1 回が妥当であるとされている。

利益・不利益のバランスの観点で、「細胞診単独・2年に1回」≒「HPV検査単独法・5年に1回」

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

### P8～ 対象と検査間隔

- HPV検査単独法の方が必ずしもメリットの大きい検査ではない！
- HPV検査単独法で検診間隔が5年より短くなると、HPV検査単独法の方がデメリットが大きくなる！

#### 4. 対象年齢と検査間隔

「有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン 2019 年度版」<sup>2)</sup>では、浸潤がん罹患率減少効果が確認できた研究の対象年齢が 25-60 歳、死亡率減少効果が確認できた研究の対象年齢が 30-59 歳であること、要精検率（HPV 検査陽性率）が、おおむね 25～29 歳（24.5%～27.7%）と 30 歳以上（12.1%～14.9%）で大きく異なること等から、HPV 検査を用いた検診の開始年齢は 30 歳以上が妥当と判断された。また、検診終了年齢については、HPV 検査の将来予測の信頼性が高いこと、60 歳以上での新規感染率が低く、新規感染者からの CIN3 以上の発生率は低いことから、60 歳が妥当と判断された。

検診間隔について、「有効性評価に基づく子宮頸がん検診ガイドライン 2019 年度版」<sup>2)</sup>では、検診で精密検査不要と判定された後の CIN3 以上の累積発症リスクを細胞診単独法と HPV 検査を用いた場合の検診とで比較することで評価した。その結果、細胞診単独法に比べて検診間隔を 2-3.5 倍に延長することが可能と判断された。現在、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（厚生労働省健康局長通知）<sup>4)</sup>では、子宮頸部の細胞診による子宮頸がん検診は 2 年に 1 回実施することが定められているため、利益も不利益も同等にするためには HPV 検査単独法による子宮頸がん検診は 5 年に 1 回が妥当であるとされている。

**利益・不利益で、「細胞診単独・2年に1回」≒「HPV検査単独法・5年に1回」**

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

### P10～ 対象者



#### 対象者

下記①～③の条件をすべて満たす者

- ① 30-60歳の女性
- ② 4年以内にHPV検査による子宮頸がん検診を受診していない者
- ③ 1年以内に細胞診による子宮頸がん検診を受診していない者



#### 除外される者

- 子宮頸部を有さない者（子宮の手術歴があっても子宮頸部を有する場合は対象となる）
- 子宮頸部浸潤がんの治療中または既往のある者
- 子宮頸部の疾患もしくはその疑いで、医療機関で治療中または経過観察中（医師に検査のために受診することを指示されている）の者
- 性交経験が一度もない者



#### 注意が必要な者

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

### P10～ 対象者



#### 対象者

下記①～③の条件をすべて満たす者

- ① 30-60歳の女性
- ② 4年以内にHPV検査による子宮頸がん検診を受診していない者
- ③ 1年以内に細胞診による子宮頸がん検診を受診していない者



#### 除外される者

- 子宮頸部を有さない者（子宮の手術歴があっても子宮頸部を有する場合は対象となる）
- 子宮頸部浸潤がんの治療中または既往のある者
- 子宮頸部の疾患もしくはその疑いで、医療機関で治療中または経過観察中（医師に検査のために受診することを指示されている）の者
- 性交経験が一度もない者



#### 注意が必要な者

##### 妊娠中の者

妊娠週数によって細胞採取器具が禁忌のものがあるため、適切な採取器具の選択が必要である



## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

### ※ HPV検査単独法による子宮頸がん検診の対象年齢についての補足 (指針 P4)

#### がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針

(健発第0331058号平成20年3月31日厚生労働省健康局長通知別添) (令和6年2月14日一部改正)

#### (3) 対象者

② 子宮頸がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する20歳以上の女性を対象とする。ただし、HPV検査単独法(※)による子宮頸がん検診については、30歳以上の女性を対象とする。なお、子宮頸部の細胞診による子宮頸がん検診については、受診を特に推奨する者を20歳以上69歳以下の者とする。HPV検査単独法による子宮頸がん検診については、受診を特に推奨する者を30歳以上60歳以下の者(61歳以上の(4)③の追跡検査対象者を含む。)とする。

※ HPV検査を実施し、陽性とされた場合にのみ追加的にトリアージ検査として同一検体を用いた子宮頸部の細胞診を実施する方法。ただし、トリアージ検査として実施する子宮頸部の細胞診については、3(1)③における子宮頸部の細胞診とは区別する。

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

※ HPV検査単独法による子宮頸がん検診の対象年齢についての補足

【HPV検査単独法を導入する市町村での子宮頸がん検診の対象年齢と受診間隔】

| 年齢     | 手法                         | 検診間隔  |
|--------|----------------------------|-------|
| 20～29歳 | 細胞診単独法                     | 2年に1回 |
| 30～60歳 | HPV検査単独法<br>(細胞診単独法は実施しない) | 5年に1回 |
| 61歳以上  |                            |       |

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

※ HPV検査単独法による子宮頸がん検診の対象年齢についての補足

【HPV検査単独法を導入する市町村での子宮頸がん検診の対象年齢と受診間隔】

| 年齢     | 手法                         | 検診間隔  |
|--------|----------------------------|-------|
| 20～29歳 | 細胞診単独法                     | 2年に1回 |
| 30～60歳 | HPV検査単独法<br>(細胞診単独法は実施しない) | 5年に1回 |
| 61歳以上  |                            |       |

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

※ HPV検査単独法による子宮頸がん検診の対象年齢についての補足

【HPV検査単独法を導入する市町村での子宮頸がん検診の対象年齢と受診間隔】

| 年齢     | 手法                                  | 検診間隔                           |
|--------|-------------------------------------|--------------------------------|
| 20～29歳 | 細胞診単独法                              | 2年に1回                          |
| 30～60歳 | HPV検査単独法<br>(細胞診単独法は実施しない)          | 5年に1回                          |
| 61歳以上  | 細胞診単独法またはHPV検査単独<br>法のいずれか（市町村内で統一） | 細胞診単独法：2年に1回<br>HPV検査単独法：5年に1回 |

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

## P12～ アルゴリズムの説明

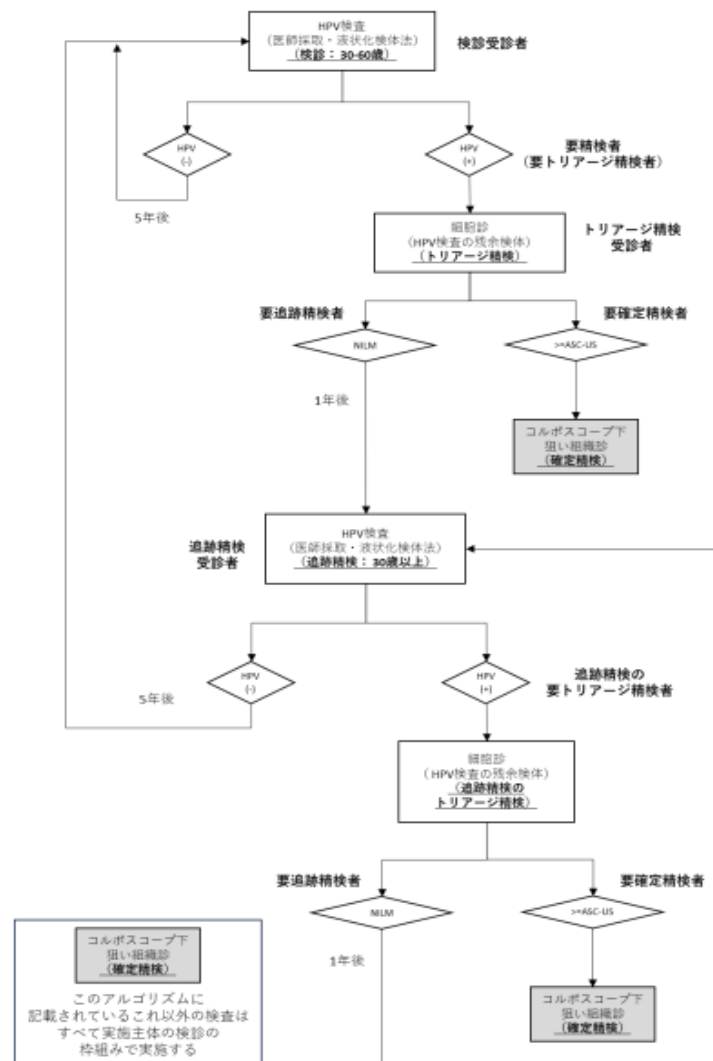


図 1-1. HPV 検査単独法による子宮頸がん検診のアルゴリズム

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

# アルゴリズムとは

検診の検査結果ごとに、

次に何の検査を、

どのタイミングで実施すればよいのか、

そのプロセスを定めたもの

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

検診 (30-60歳)

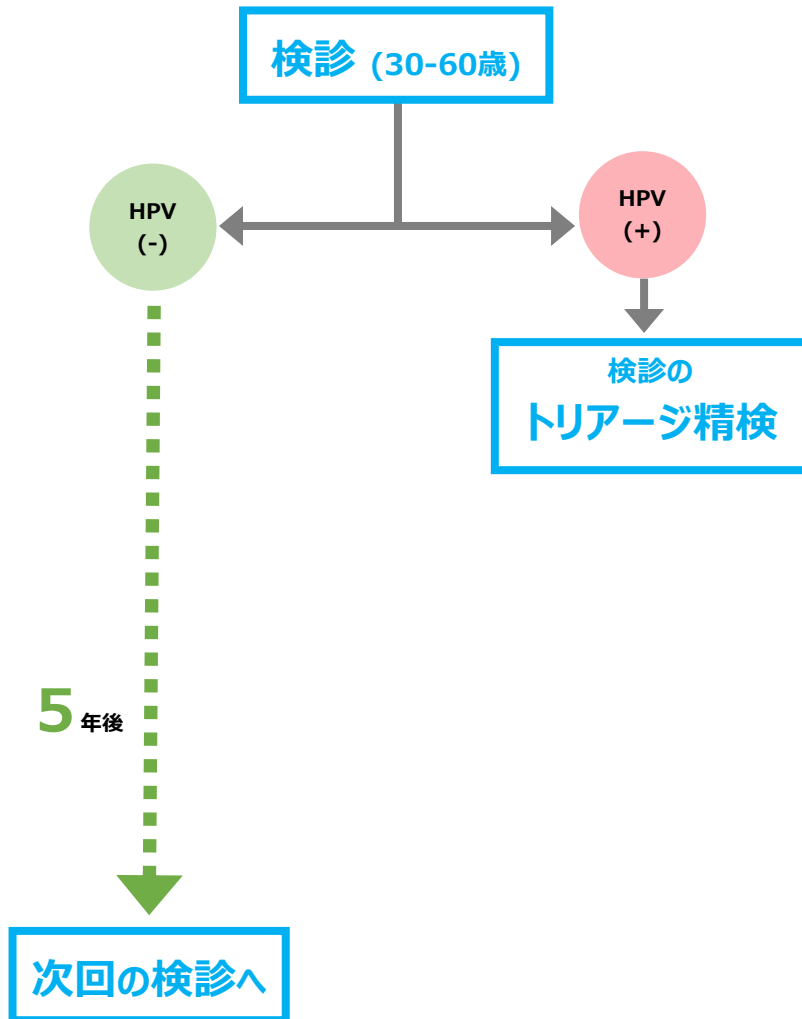
## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

検診 (30-60歳)

### 検診

医師によるHPV検査による検診のことで5年ごとに実施される。液状化検体法が用いられる。

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について



## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

### トライージ精検

**HPV検査陽性者に対して直ちに実施される細胞診のことで、HPV検査の残余検体を用いて行われる。**

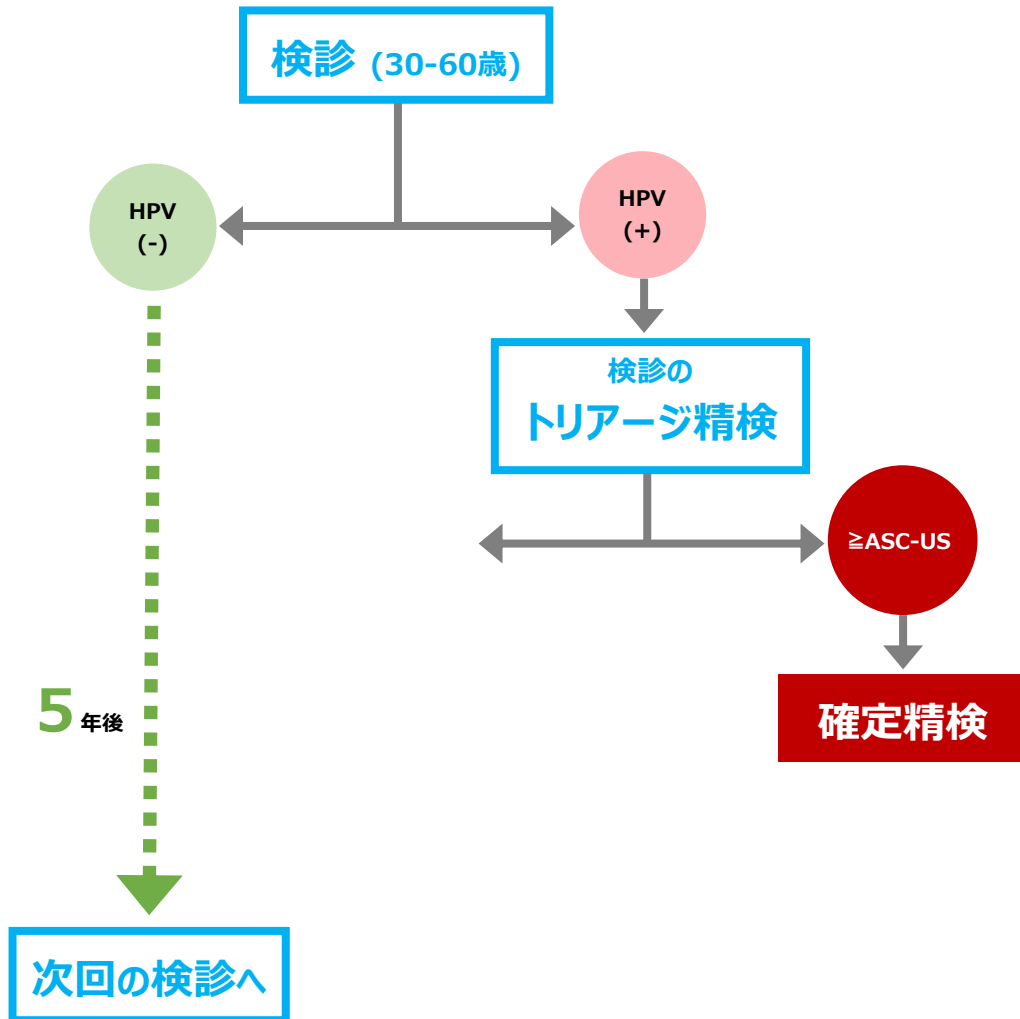
検診 (30-60歳)

HPV  
(-)

5  
年後

次回の検診へ

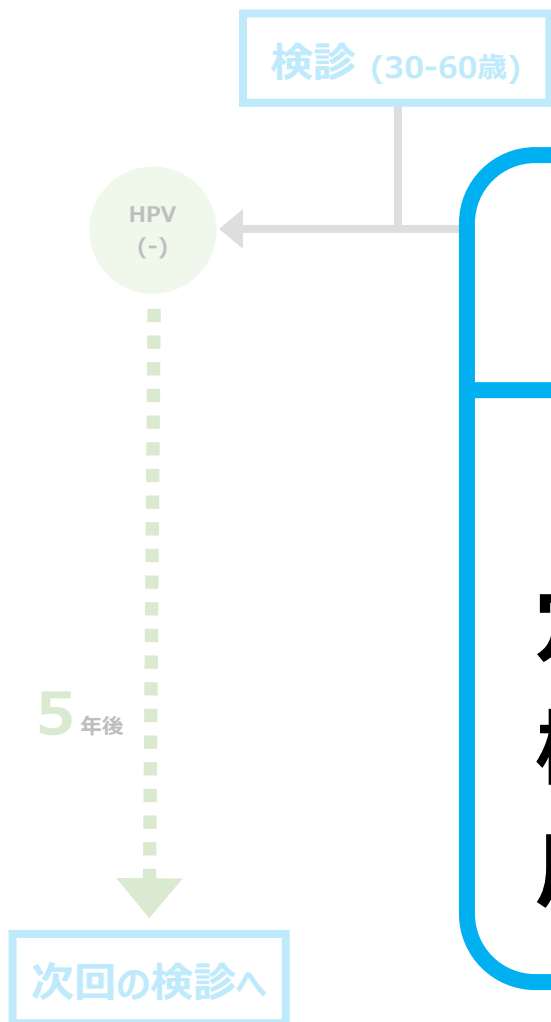
## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について



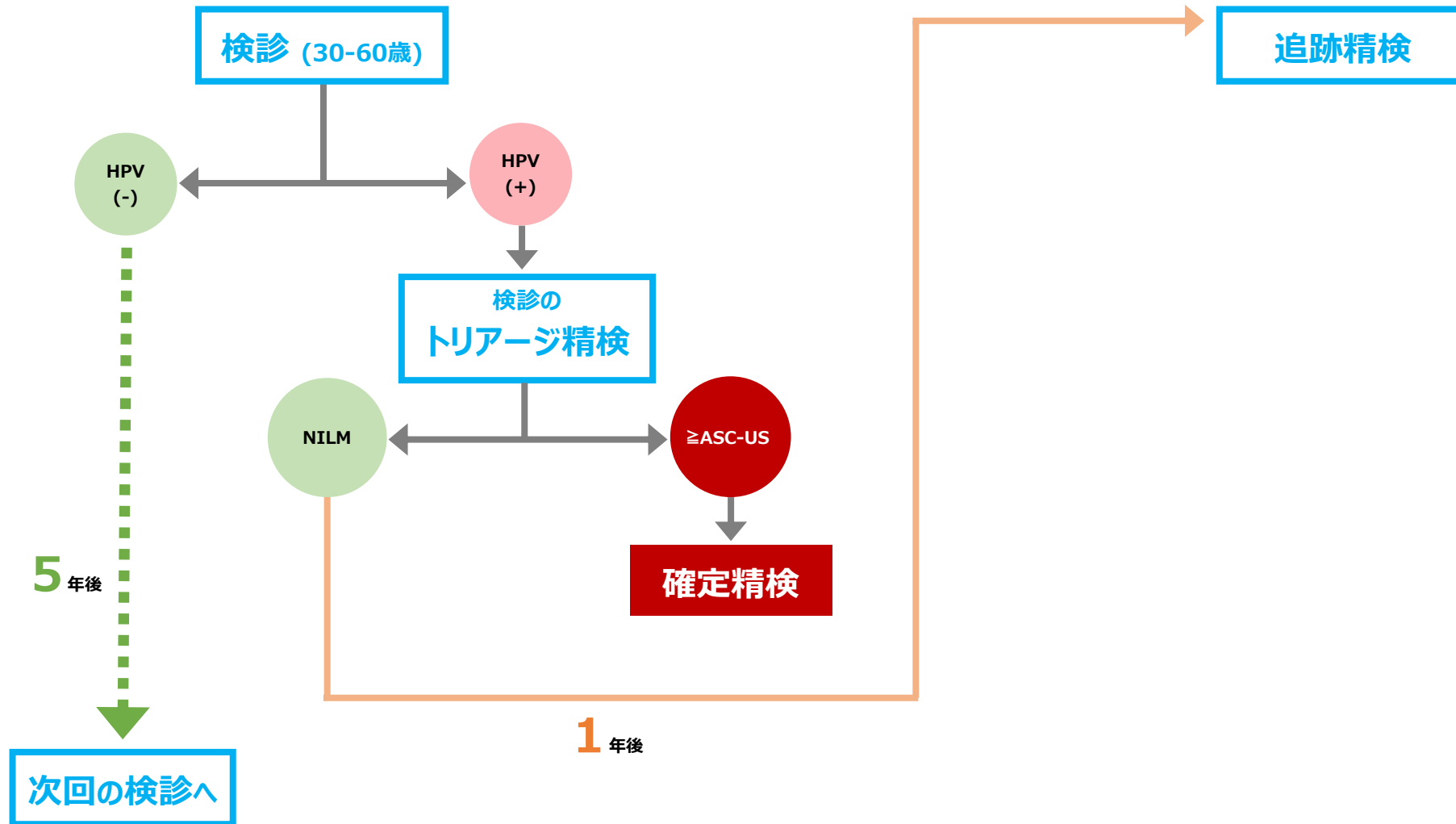
## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

### 確定精検

トリアージ精検で「 $\geq$ ASC-US」だと判定された場合、直ちに実施される精密検査のこと。コルポスコピー・組織診が用いられる。



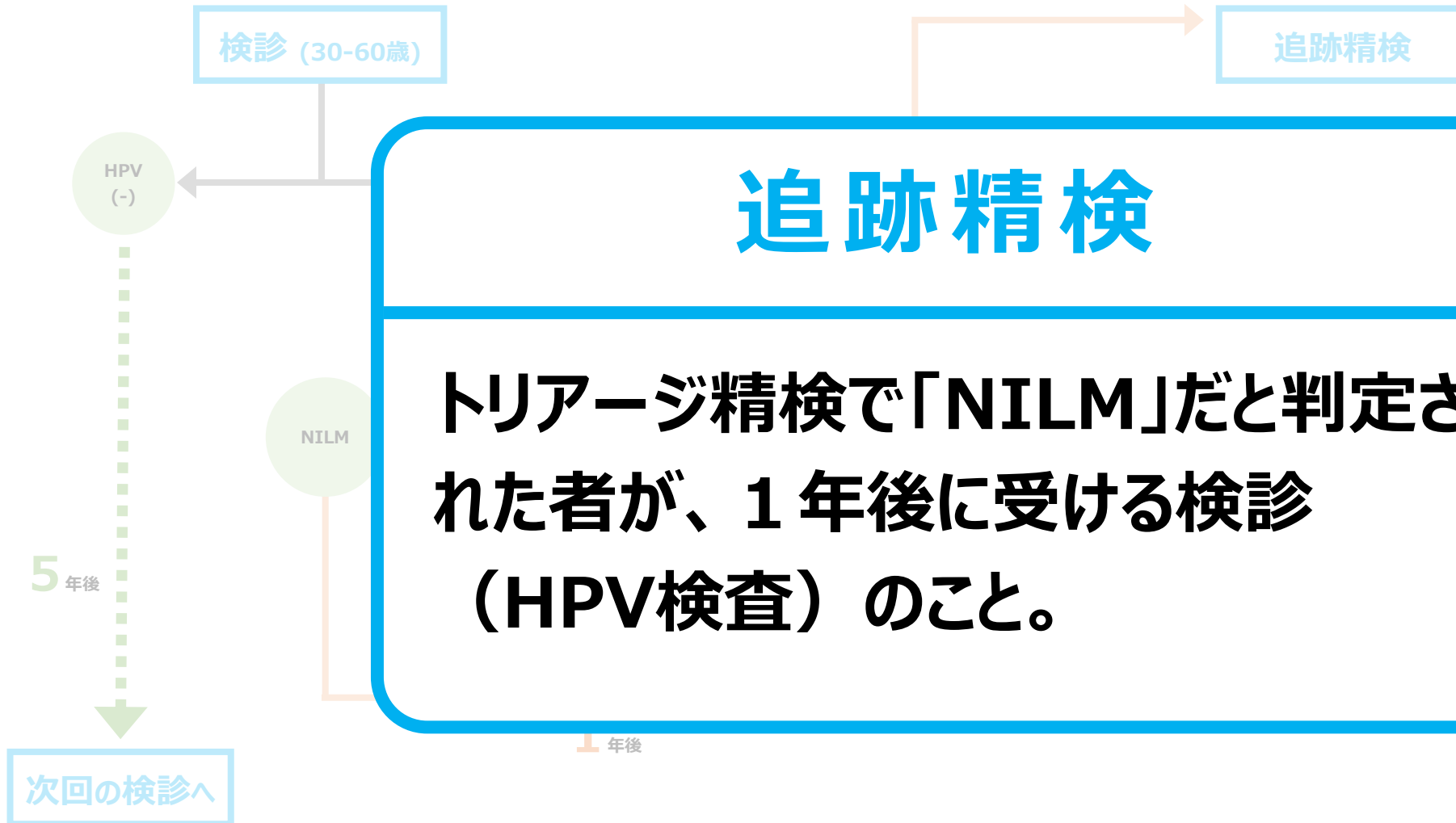
## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について



## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

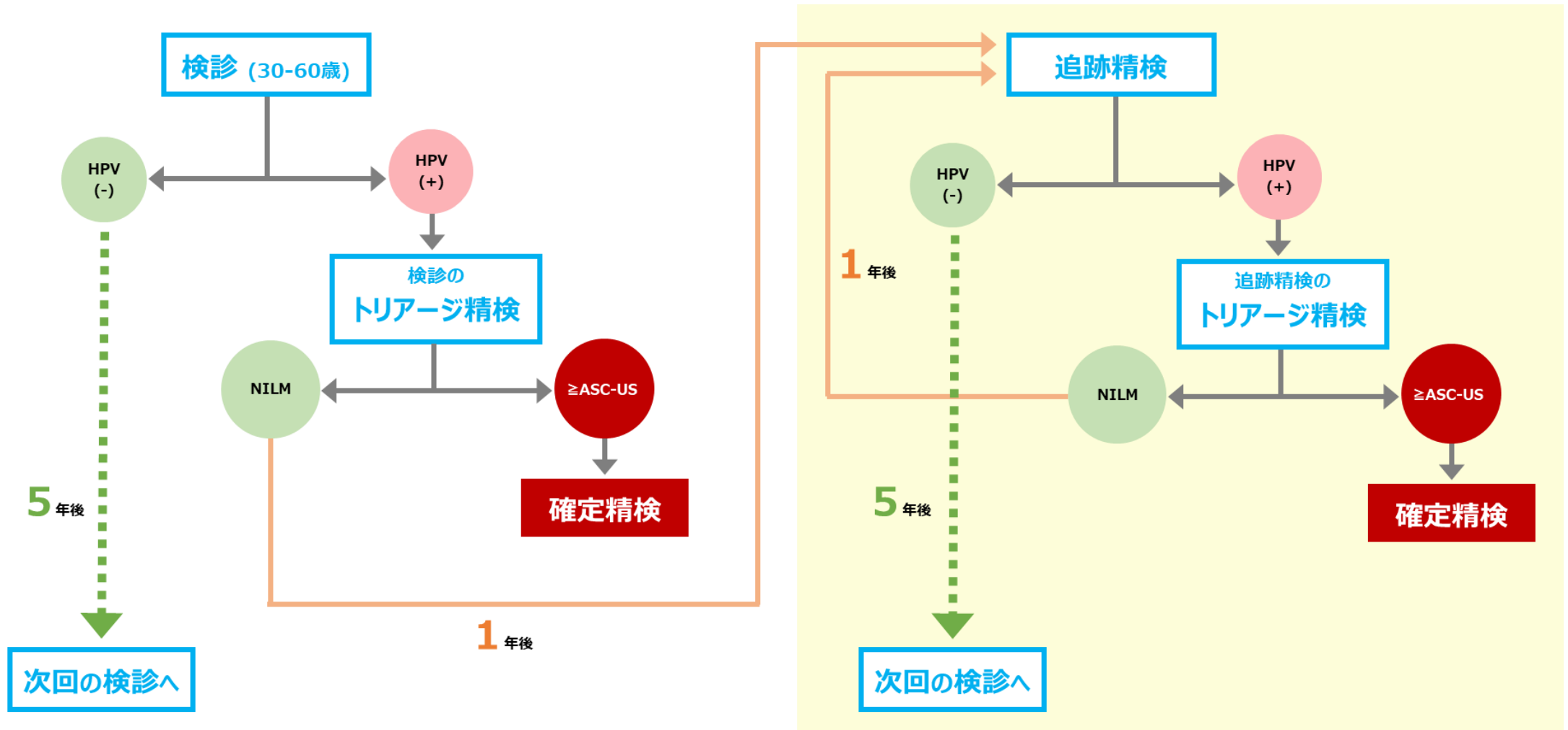
### 追跡精検

トリアージ精検で「NILM」だと判定された者が、1年後に受ける検診（HPV検査）のこと。



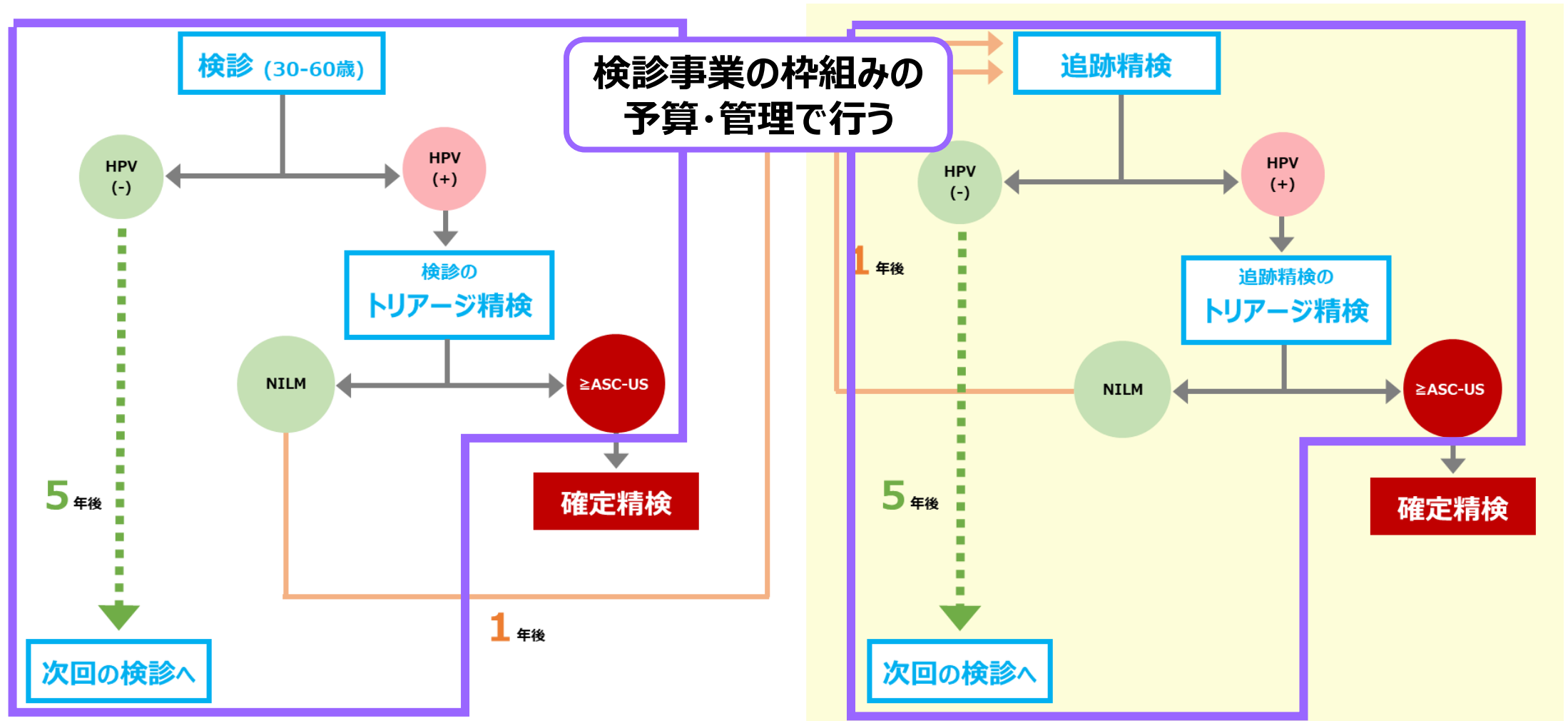
## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

### HPV検査単独法による子宮頸がん検診のアルゴリズム



## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

### HPV検査単独法による子宮頸がん検診のアルゴリズム



## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

### HPV検査単独法による子宮頸がん検診のアルゴリズム

P14～

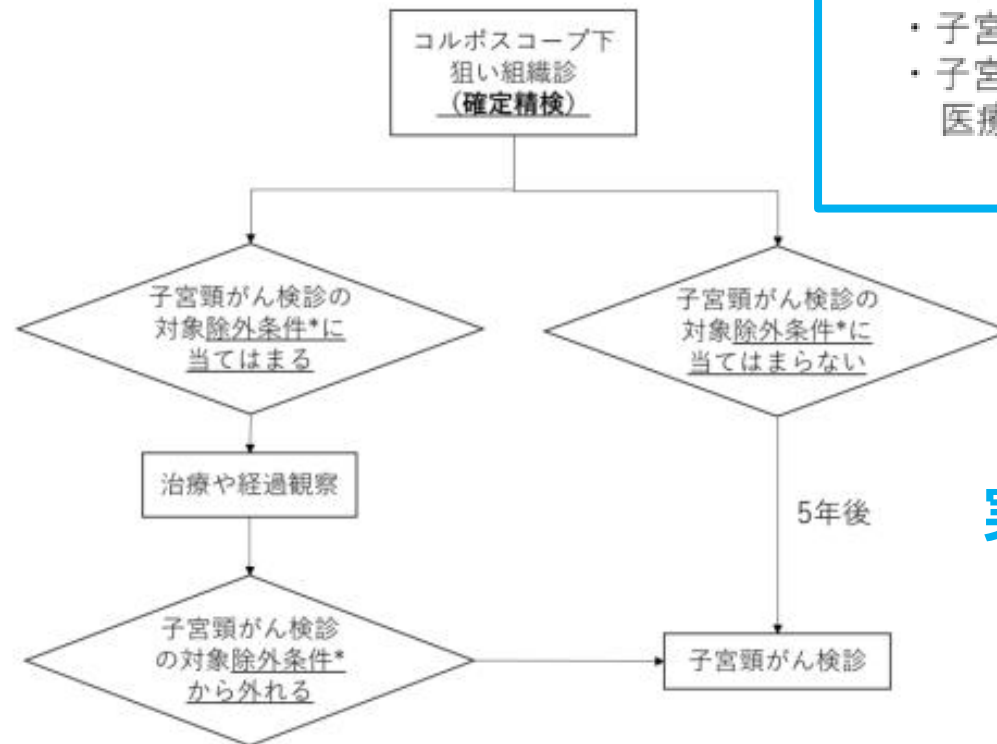
#### 【検査と実施枠組み】

|         | 検査手法                                | 実施時期                                                                       | 公的医療保険適用の有無           |
|---------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 検診      | HPV検査<br>(液状化検体)                    | <b>5年ごと</b> の<br>検診実施時                                                     | 無し<br>(検診事業の枠組み)      |
| トリアージ精検 | 細胞診<br>(検診時のHPV検査で<br>採取した残余検体を用いる) | 検診で <b>HPV検査陽性と判定された後</b><br><b>すぐに実施</b><br>※検診で採取した同じサンプルを用いる<br>(液状化検体) | 無し<br>(検診事業の枠組み)      |
| 確定精検    | コルポスコピー・組織診                         | トリアージ精検後 <b>直ちに</b>                                                        | <b>有り</b><br>(診療の枠組み) |
| 追跡精検    | HPV検査<br>(液状化検体)                    | 検診/追跡精検の <b>1年後</b>                                                        | 無し<br>(検診事業の枠組み)      |

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

### HPV検査単独法による子宮頸がん検診のアルゴリズム

P15～  
診療部分（確定精検以後）



\*子宮頸がん検診の除外条件

- ・子宮頸部浸潤がんで治療中または既往歴のある者
- ・子宮頸部を有さない
- ・子宮頸部の疾患（CINやAIS）もしくはその疑いで、医療機関で治療中または経過観察中

これらの情報を  
実施主体（自治体）が把握する

図 1-2. HPV 検査単独法による確定精検（コルポスコーピー・組織診）の後のアルゴリズム

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

### HPV検査単独法による子宮頸がん検診のアルゴリズム

P19～

確定精検（コルポスコピー・組織診）

#### 【報告書に記載すべき判定結果の区分】

|                    |                                        |
|--------------------|----------------------------------------|
| 経過観察不要             | 次回検診受診を指示<br>（５年後もしくは次の節目年齢）           |
| 要経過観察<br>（検診に戻さない） | 次回医療機関受診日<br>または、次に受診すべき検査を指示（他院紹介を含む） |
| 治療予定<br>または治療済み    | 子宮頸部病変によるもの                            |

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

**HPV検査単独法による子宮頸がん検診検体の流れの実際**

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

### HPV検査単独法による子宮頸がん検診検体についての留意点

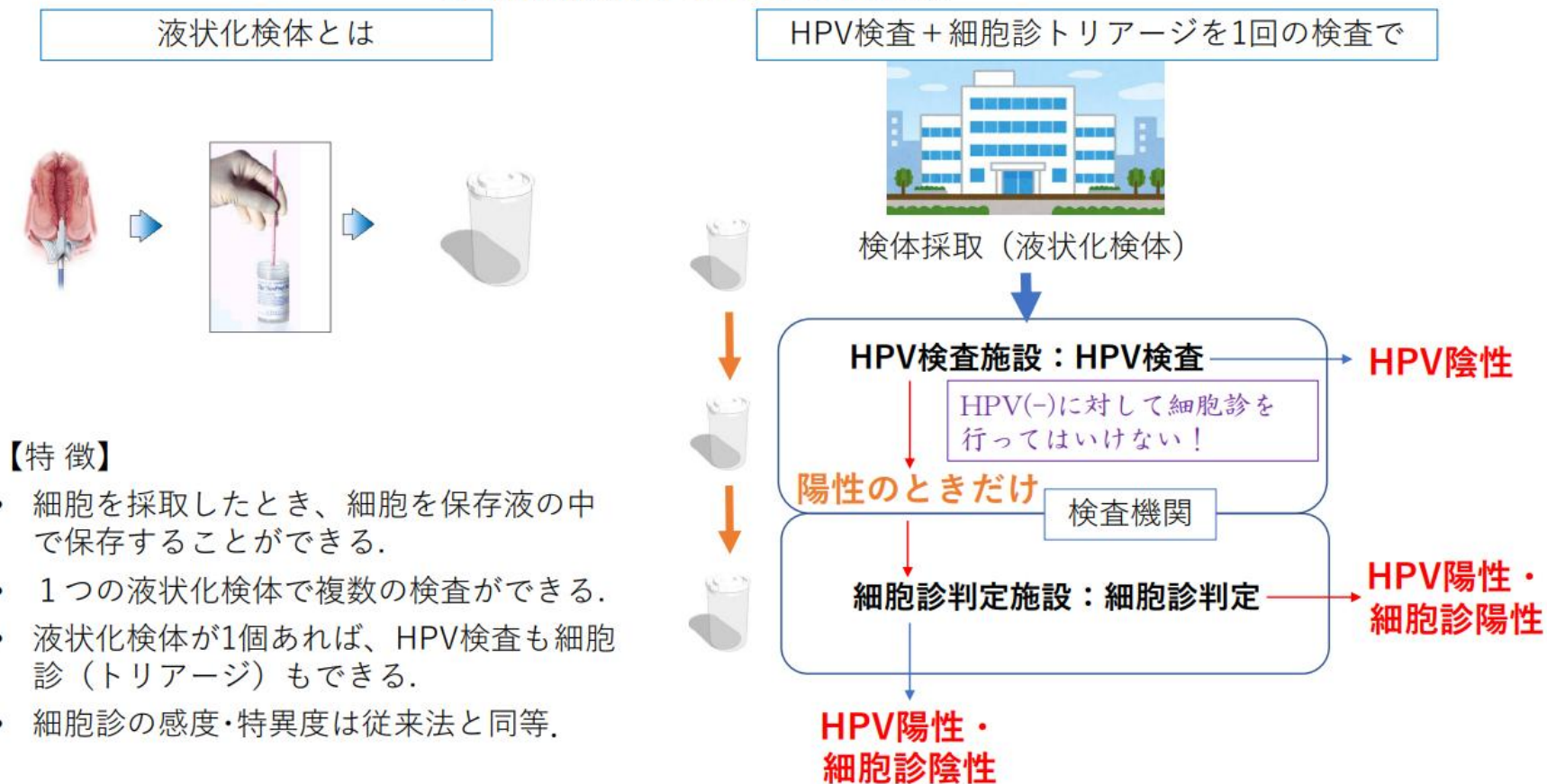
P13～

能性が高いことが懸念されるためである。一方、子宮頸部の細胞検体採取法の1つとして液状化検体法があり、この方法ではHPV検査を実施した残余検体を用いて細胞診（液状化検体細胞診：Liquid- Based Cytology; LBC）を実施することができる。液状化検体法以外の手法では残余検体を細胞診に用いることができず、次のトリアージ精検（細胞診）のために、トリアージ精検の対象者は再度検体採取を受ける必要がある。よって、トリアージ精検の受診率を100%にすべきであるという検診プログラムの精度管理の観点および、トリアージ精検対象者の再受診という負担を軽減するという観点からも HPV 検査単独法による子宮頸がん検診には液状化検体法を用いることとする。液状化検体法を用いず HPV 検査を実施することは、トリアージ精検受診率が担保できないことかつ、対象者の負担が液状化検体法と同等という方法が現時点では存在しないと判断されるため実施主体は行わない。また、液状化検体法を用いずに HPV 検査を実施し、同時にトリアージ精検用の従来法での細胞診検体を作製しておくことは、細胞診と HPV 検査を同時に実施する併用法が発生する可能性が高くなり、併用法による受診者の不利益増大を未然に防ぐ観点からも実施主体は行わない。

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

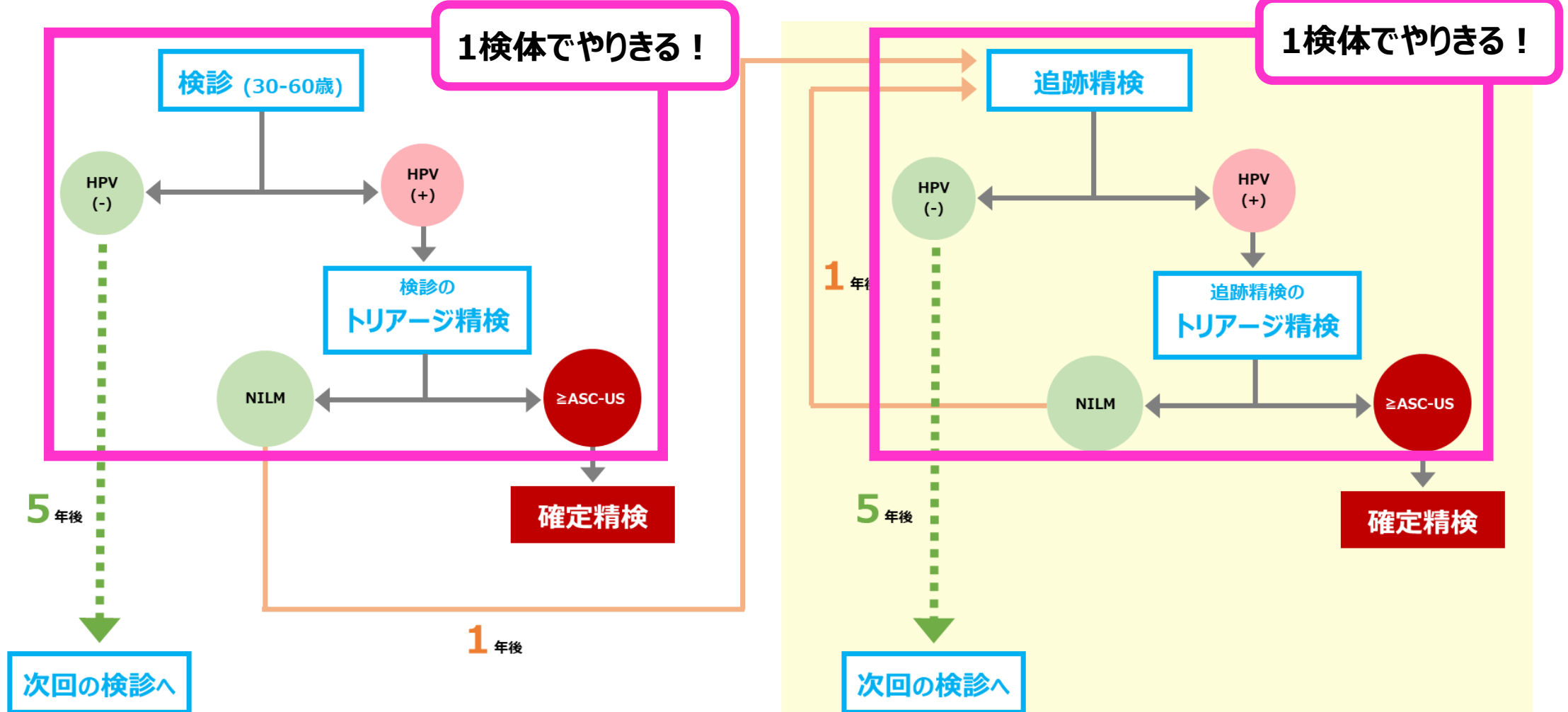
### 第38回がん検診のあり方に関する検討会 資料より (2023年6月2日)

対応策：HPV検査陽性の検体で細胞診を実施する  
—液状化検体による検体採取—



## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

### HPV検査単独法による子宮頸がん検診のアルゴリズム



② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

HPV検査単独法に使用可能なHPV検査名

P22～

表 1-5. HPV 検査の特徴

|                                       |                                                                   |              |                              |                        |               |                                                                     |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|--------------|------------------------------|------------------------|---------------|---------------------------------------------------------------------|
| 検査名                                   | コバス 4800 システム HPV, コバス 5800 システム HPV, コバス 6800/8800 システム HPV      |              | m-HPV, Alinity m システム HR HPV | BD Onclarity HPV キット   | アプティマ HPV     | <del>HPV DNA</del><br><del>「キアゲ</del><br><del>ン」HC II</del><br>(終売) |
| 製造販売元                                 | ロシュ・ダイアグ<br>ノスティックス                                               | アボットジヤ<br>パン |                              | 日本ベクト<br>ン・ディツキ<br>ンソン | ホロジック<br>ジャパン | キアゲン                                                                |
| 対象領域                                  | L1 遺伝子                                                            | L1 遺伝子       |                              | E6/E7 DNA              | E6/E7<br>mRNA | 全領域                                                                 |
| 検出対象<br>HPV 型                         | 14 種類<br>(16, 18, 31, 33, 35, 39, 45, 51, 52, 56, 58, 59, 66, 68) |              |                              |                        |               | 13 種類 (14<br>種類のうち<br>66 以外)                                        |
| 内部コントロ<br>ール (β グロ<br>ビン DNA)<br>の有無※ | あり                                                                | あり           |                              | あり                     | なし            | なし                                                                  |

※採取した検体に、HPV 検査に必要な DNA が含まれているかどうかを判定する機能。採取した細胞が適切な部位からのものでなくても内部コントロールの結果は陽性（DNA 検査ができる）となることがある。

(2026年8月現在)

② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

HPV検査単独法に使用可能なHPV検査名

P22～

表 1-5. HPV 検査の特徴

|                                      |                                                                   |                      |                        |                                                                     |                              |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|----------------------|------------------------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 検査名                                  | コバス 4800 システム HPV, コバス 5800 システム HPV, コバス 6800/8800 システム HPV      |                      |                        |                                                                     |                              |
|                                      | アキュジーン m-HPV, Alinity m システム HR HPV                               | BD Onclarity HPV キット | アプティマ HPV              | <del>HPV DNA</del><br><del>「キアゲ</del><br><del>ン」HC II</del><br>(終売) |                              |
| 製造販売元                                | ロシュ・ダイアグ<br>ノスティックス                                               | アボットジャ<br>パン         | 日本ベクト<br>ン・ディッキ<br>ンソン | ホロジック<br>ジャパン                                                       | キアゲン                         |
| 対象領域                                 | L1 遺伝子                                                            | L1 遺伝子               | E6/E7 DNA              | E6/E7<br>mRNA                                                       | 全領域                          |
| 検出対象<br>HPV 型                        | 14 種類<br>(16, 18, 31, 33, 35, 39, 45, 51, 52, 56, 58, 59, 66, 68) |                      |                        |                                                                     | 13 種類 (14<br>種類のうち<br>66 以外) |
| 内部コントロ<br>ール (βグロ<br>ビン DNA)<br>の有無※ | あり                                                                | あり                   | あり                     | なし                                                                  | なし                           |

※採取した検体に、HPV 検査に必要な DNA が含まれているかどうかを判定する機能。採取した細胞が適切な部位からのものでなくても内部コントロールの結果は陽性 (DNA 検査ができる) となることがある。

選べる検査は  
この5つのみ

(2026年8月現在)  
なお、キアゲンについては、現在販売中止と  
なっています。

② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

HPV検査の種類やLBC※の標本作成法によって使用できるバイアルが異なる  
P23～

表 1-6. HPV 検査が可能な検体採取用バイアルの種類とその特徴

| バイアル名称               | SurePath | <del>TACAS</del> (終売) | ThinPrep | Cellprep |
|----------------------|----------|-----------------------|----------|----------|
| 固定液                  | エタノール    | エタノール                 | メタノール    | エタノール    |
|                      | ベース      | ベース                   | ベース      | ベース      |
| フィルターの<br>要不要        | 不要       | 不要                    | 要        | 要        |
| 液状化検体細胞診用<br>スライドガラス |          |                       | 専用       |          |
| 前処理の要不要              | 要        | 要                     | 不要       | 要        |

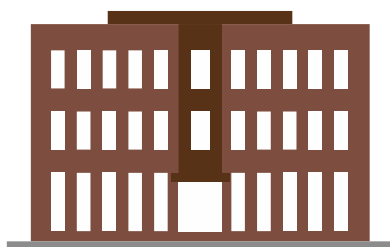
HPV 検査の種類、LBC の標本作成法によって、それぞれ使用できるバイアルが異なるため、事前に確認  
すること

※LBC…液状化検体細胞診（Liquid- Based Cytology）

（2026年8月現在）  
なお、バイアルのTACASについては、現在  
販売中止となっています。

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

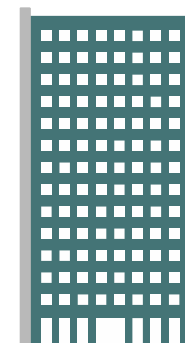
### 今までの細胞診単独法による子宮頸がん検診検体の流れ



検体採取機関



検体の提供（判定の依頼）



細胞診判定機関

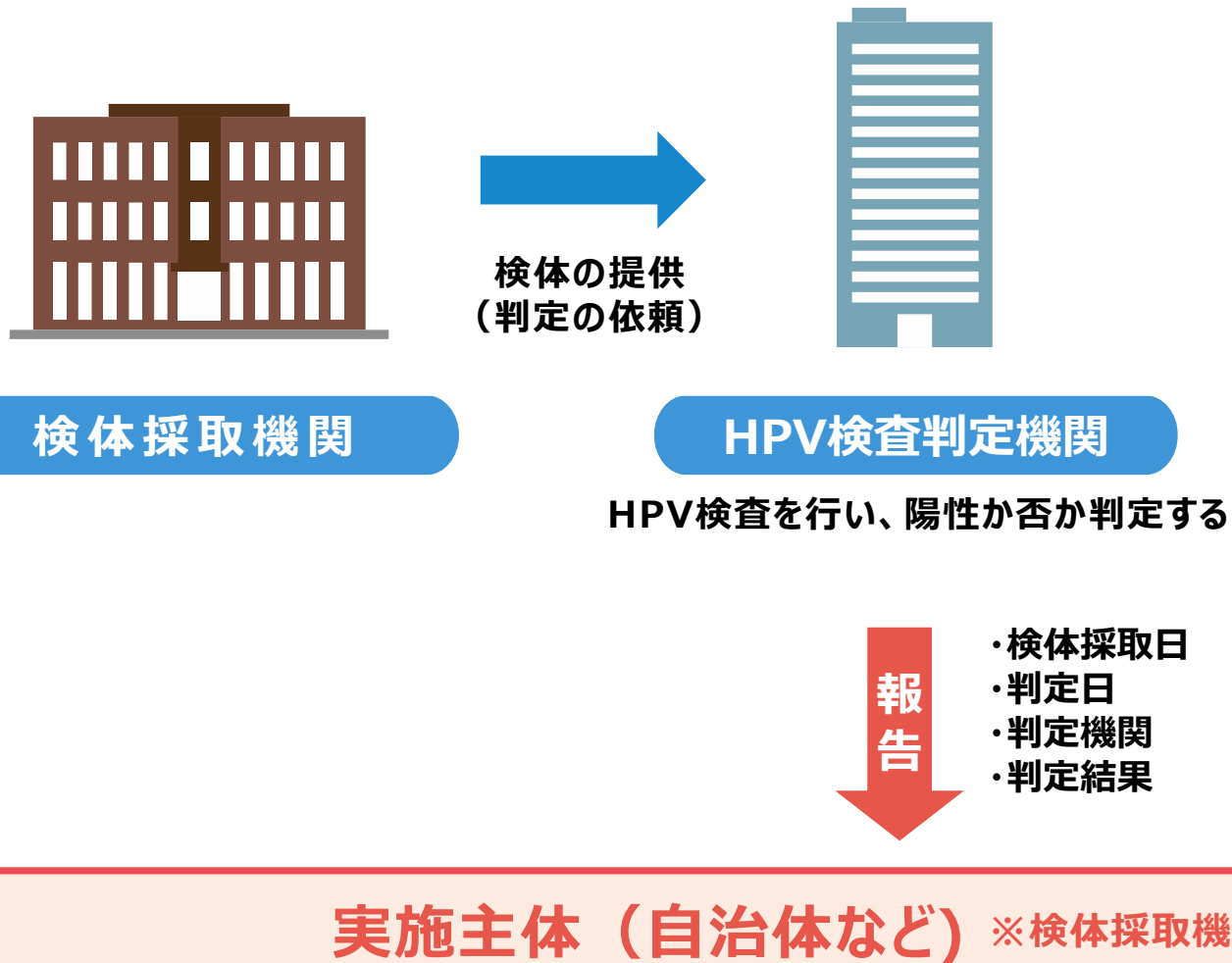
報告

- ・検体採取日
- ・判定日
- ・判定機関
- ・判定者名
- ・判定結果(ベセスダシステム)

実施主体（自治体など）※検体採取機関の場合もある

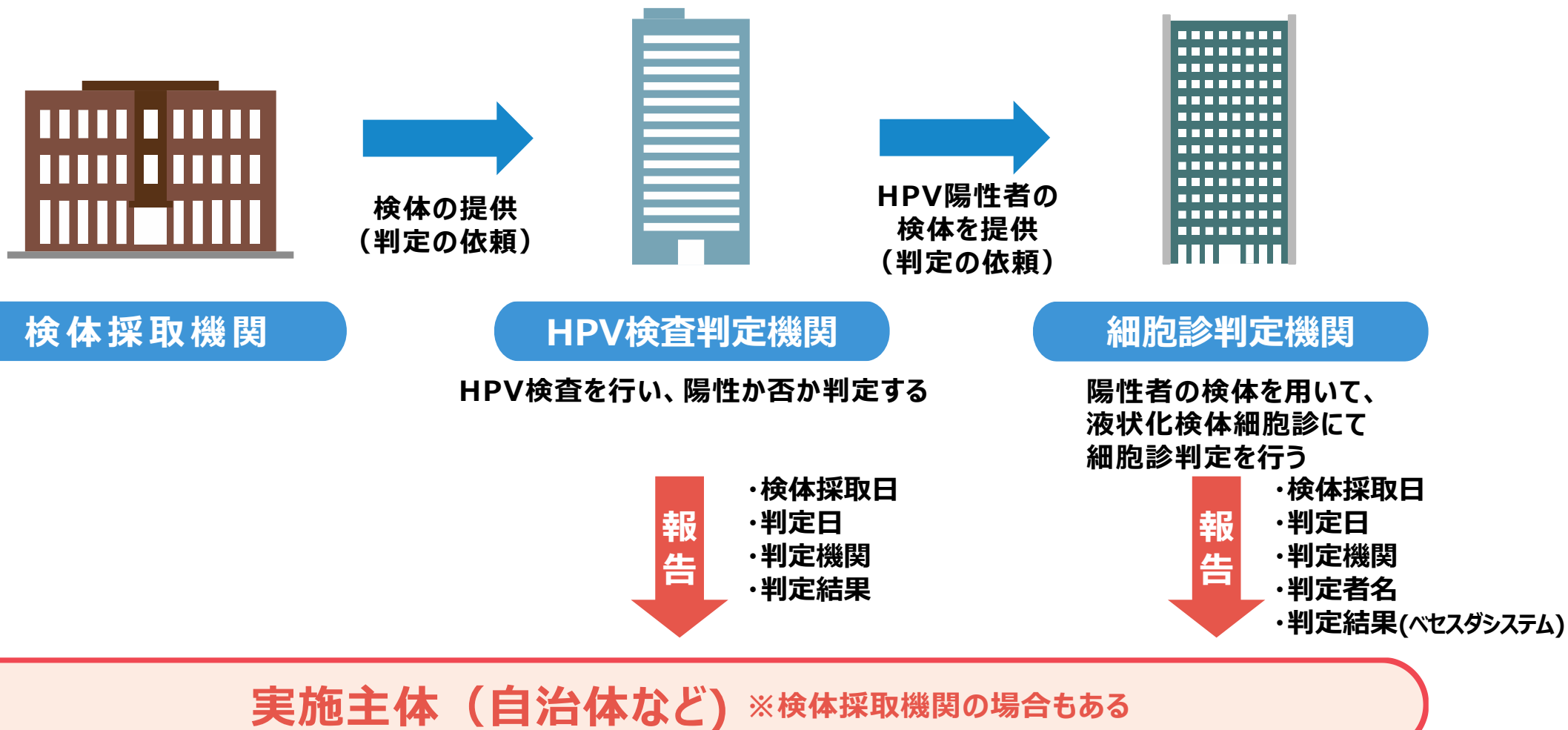
## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

### HPV検査単独法による子宮頸がん検診検体の流れ



## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

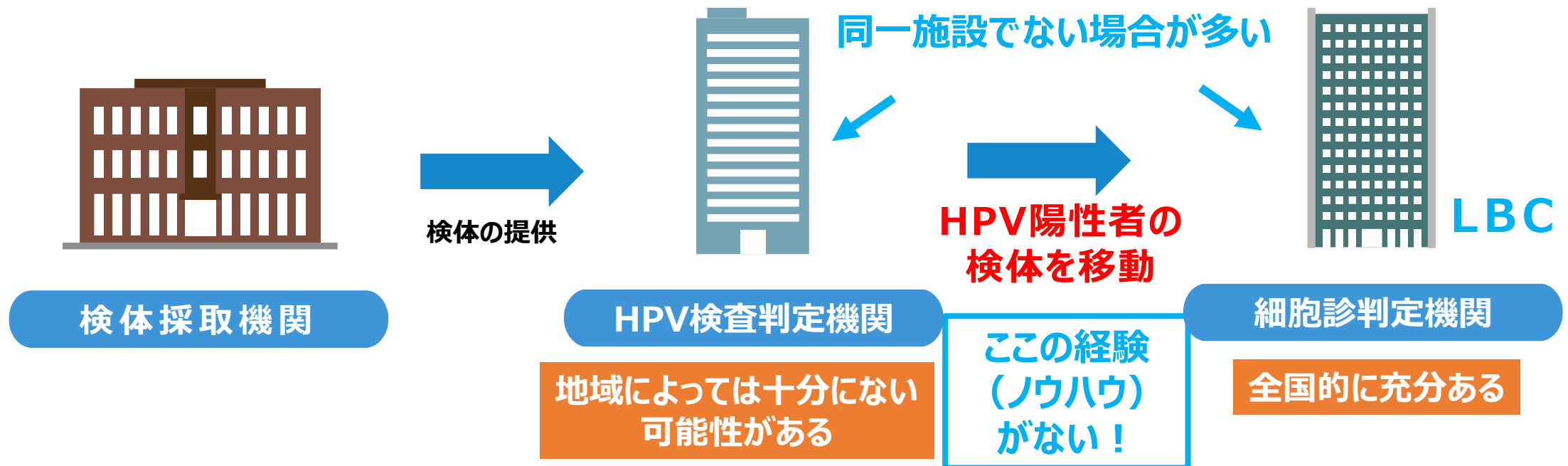
### HPV検査単独法による子宮頸がん検診検体の流れ



## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

「HPV検査→LBC」ができる体制がない場合があるので、  
事前に確認と体制整備が必要！

【検査処理能力の充足状況（2021年時点）や課題】



## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

### 実施主体から受診者への結果通知

P29～

表 1-9. HPV 検査単独法における検査方法別結果と検診結果区分

| HPV 検査<br>判定結果 | 細胞診<br>判定結果  | 検診結果区分                     | 指導内容                                    |
|----------------|--------------|----------------------------|-----------------------------------------|
| 陰性             | 実施しない*1      | 精検不要                       | 5 年後（もしくは次の<br>節目年齢）の<br>定められた<br>検診を受診 |
| 陽性             | NILM         | 要追跡精検                      | 1 年後追跡精検*2<br>（HPV 検査）                  |
| 陽性             | ASC-US 以上の異常 | 要確定精検<br>（コルポスコピー・<br>組織診） | 直ちに確定精検<br>（コルポスコピー・<br>組織診）            |

\*1. HPV 検査が陽性の場合のみ細胞診によるトリアージ精検を行う

\*2. 実施主体が実施する HPV 検査単独法による子宮頸がん検診事業の枠組みで受診

**実施主体（自治体）は、  
この3つの結果区分と  
指導内容を個別にすべての  
受診者に通知する**

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

### HPV検査単独法による子宮頸がん検診の受診者への検査後の説明 (結果通知)

HPV検査の結果が「**陰性**」の方

精密検査は  
不要

5年後に  
検診を受診

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

HPV検査単独法による子宮頸がん検診の受診者への検査後の説明  
(結果通知)

HPV検査の結果が「陽性」で  
トリアージ精検が「NILM」だった方

1年後に  
追跡精検  
(HPV検査)

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

HPV検査単独法による子宮頸がん検診の受診者への検査後の説明  
(結果通知)

HPV検査の結果が「陽性」で  
トリアージ精検が「ASC-US以上」だった方

直ちに  
**確定精検**  
(コルポスコピー・組織診)

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

### HPV検査単独法での子宮頸がん検診開始前に 検診運営委員会（後述）などと共に確認しておく

- HPV検査の種類がマニュアルに記載されているものしか使われないこと
- トリアージ精検の細胞診は、HPV検査の残余検体を用いることから、液状化検体細胞診（LBC）のみ
- 検体採取機関で使用するバイアルの種類が、HPV検査判定機関、細胞診判定機関の両方で使用可能であること
- 検体採取機関ごとの、HPV検査を依頼する判定機関と、陽性の場合のトリアージ精検を依頼する判定機関がどこなのか？

HPV検査は、自治体内で統一しておくことが、精度管理上は望ましい

（検査精度の問題が確認された時に、サンプリングエラーか、HPV検査そのものの課題かを見極めるにも有用）

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

### 追跡精検の実施

**P31～**

- 追跡精検の実施体制は、検診としての HPV 検査と同じである  
(VII 章、VIII 章、V 章参照)
- 追跡精検の内容は、検診としての HPV 検査と共通
- 追跡精検としての HPV 検査と検診としての HPV 検査は、  
対象者のリスクが異なるため集計時は必ず両者を分けて集計する

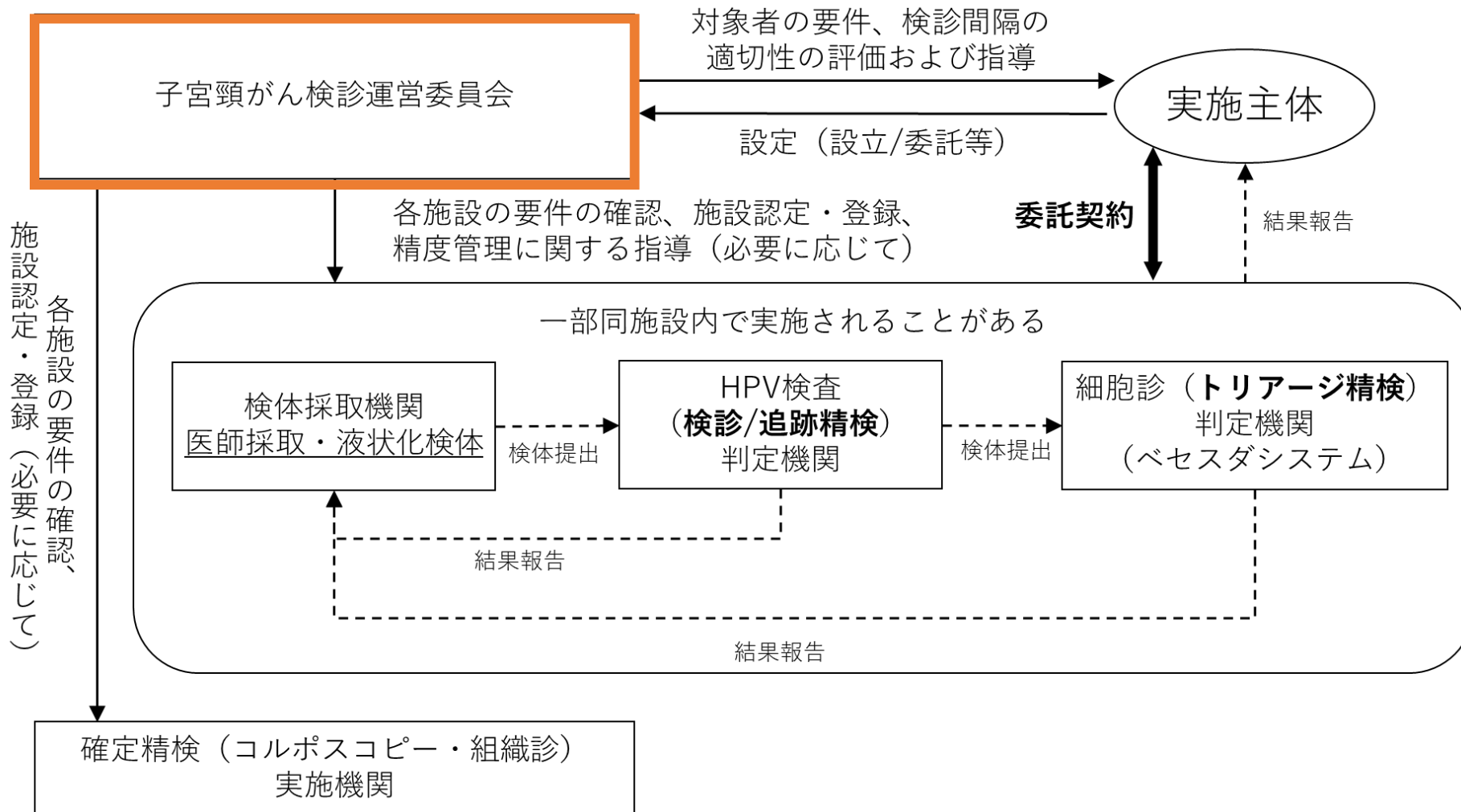
## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

**運営委員会の設置が必要**

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

### 子宮頸がん検診運営委員会と検診に関与する機関

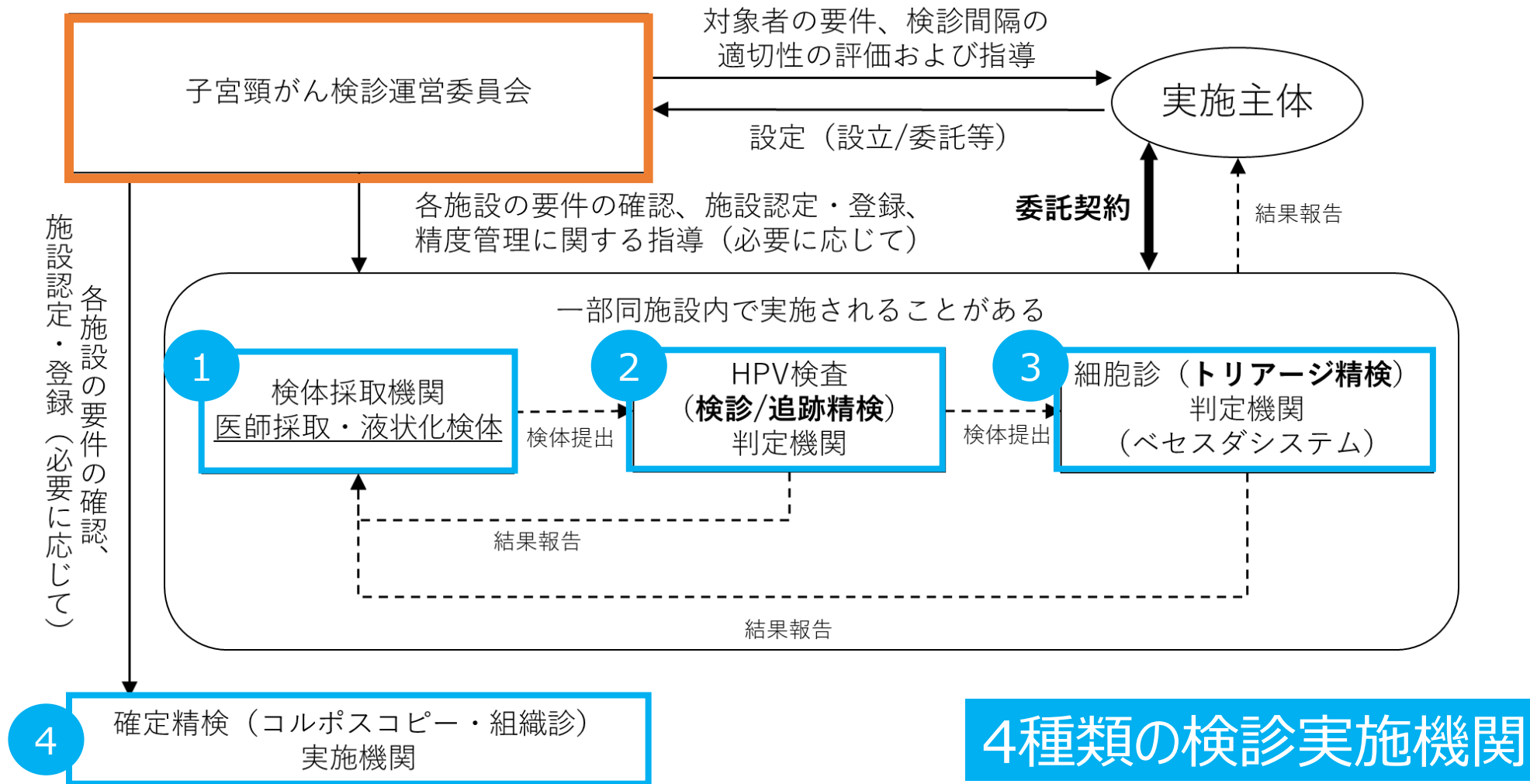
P17～



## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

### 子宮頸がん検診運営委員会と検診に関与する機関

P17～



## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

### 検診運営委員会の具体的な役割

P17～

- 検診運営委員会は、実施主体が、
  - 液状化検体による HPV 検査およびその陽性者に対する同一検体を用いた細胞診を実施する検査体制が確立できているか、
  - コルポスコピー・組織診を担当する医師や施設が十分に確保でき、必要な者が確定精検をすぐに受診できる 体制であるかについて点検し、
  - HPV 検査単独法による子宮頸がん検診が本マニュアルに基づき適切に運営されているかを判断し、

実施主体に助言する

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

### 検診運営委員会の具体的な役割

P17～

- ① 実施主体の検診対象者の要件、検診間隔の設定が適切かの確認および指導
- ② 要件を満たす検体採取機関のリスト作成および更新
- ③ 要件を満たす HPV 検査（検診）判定機関のリスト作成および更新
- ④ 要件を満たす細胞診（トリアージ精検）判定機関のリスト作成および更新
- ⑤ 要件を満たす確定精検（コルポスコピー・組織診）実施機関のリスト作成および更新
- ⑥ 検診結果区分（HPV 検査+トリアージ精検（細胞診））\*に応じた受診者への通知方法の指定または確認  
\*検診結果区分は「精検不要（HPV 検査陰性）」、「要追跡精検（HPV 検査陽性+トリアージ精検（細胞診）NILM）」および「要確定精検（HPV 検査陽性+トリアージ精検（細胞診）ASC-US 以上）」であり、それぞれの指導内容は IX 章表 1-9 参照
- ⑦ 実施主体の検診受診者を管理するデータベース等の管理状況の確認
- ⑧ 検診プログラム全体の事業評価
- ⑨ 事業評価に基づく検診プログラムの運営改善策の検討、実施主体への助言・指導（検診に関与する機関に対する研修会の企画立案など）

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

- ② 要件を満たす検体採取機関のリスト作成および更新
- ③ 要件を満たす HPV 検査（検診）判定機関のリスト作成および更新
- ④ 要件を満たす細胞診（トリアージ精検）判定機関のリスト作成および更新

HPV検査単独法導入にあたり、②③④を実施するとき、下記も考慮

- HPV検査の種類がマニュアルに記載されているものしか使われないこと
- トリアージ精検の細胞診は、HPV検査の残余検体を用いることから、液状化検体細胞診（LBC）のみ
- 検体採取機関で使用するバイアルの種類が、HPV検査判定機関、細胞診判定機関の両方で使用可能であること
- 検体採取機関ごとの、HPV検査を依頼する判定機関と、陽性の場合のトリアージ精検を依頼する判定機関がどこなのか

HPV検査は、自治体内で統一しておくことが、精度管理上は望ましい

（検査精度の問題が確認された時に、サンプリングエラーか、HPV検査そのものの課題かを見極めるにも有用）

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

### 検診運営委員会の具体的な役割

P17～

- ① 実施主体の検診対象者の要件、検診間隔の設定が適切かの確認および指導
- ② 要件を満たす検体採取機関のリスト作成および更新
- ③ 要件を満たす HPV 検査（検診）判定機関のリスト作成および更新
- ④ 要件を満たす細胞診（トリアージ精検）判定機関のリスト作成および更新
- ⑤ 要件を満たす確定精検（コルポスコピー・組織診）実施機関のリスト作成および更新
- ⑥ 検診結果区分（HPV 検査+トリアージ精検（細胞診））\*に応じた受診者への通知方法の指定または確認  
\*検診結果区分は「精検不要（HPV 検査陰性）」、「要追跡精検（HPV 検査陽性+トリアージ精検（細胞診）NILM）」および「要確定精検（HPV 検査陽性+トリアージ精検（細胞診）ASC-US 以上）」であり、それぞれの指導内容は IX 章表 1-9 参照
- ⑦ 実施主体の検診受診者を管理するデータベース等の管理状況の確認
- ⑧ 検診プログラム全体の事業評価
- ⑨ 事業評価に基づく検診プログラムの運営改善策の検討、実施主体への助言・指導（検診に関与する機関に対する研修会の企画立案など）

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

### Screening registryのイメージの紹介

- screening registryは、特定の疾患や状態の早期発見を**確実**にし、**管理**を支援するために、個人ごとのスクリーニング検査結果や精検情報を集める**データベース**や登録システムのことを指す
- 個人ごとに長期間にわたり、下記のデータを登録し続ける
  - ・**対象者登録情報**
  - ・**スクリーニング検査結果**
  - ・**精検結果（追跡精検、トリアージ精検、確定精検）**
    - ➡ **検査履歴（いつ、どこで、どんな検査を受けたか）**

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

### Screening registryのイメージの一例

- ・氏名 : ○山○子殿
- ・生年月日 : 19××年○月○日
- ・ID : ×××××

○年○月○日  
**HPV検査結果**  
(検診/追跡精検)

○年○月○日  
**細胞診結果**  
(検診/追跡精検/  
確定精検時に実施)

○年○月○日  
**組織診結果**

○年○月○日  
**判定および  
次回指示**

※ これ以外のデータの収集例もありうる

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

### 実施主体の検診受診者を管理するデータベース等の管理状況の確認

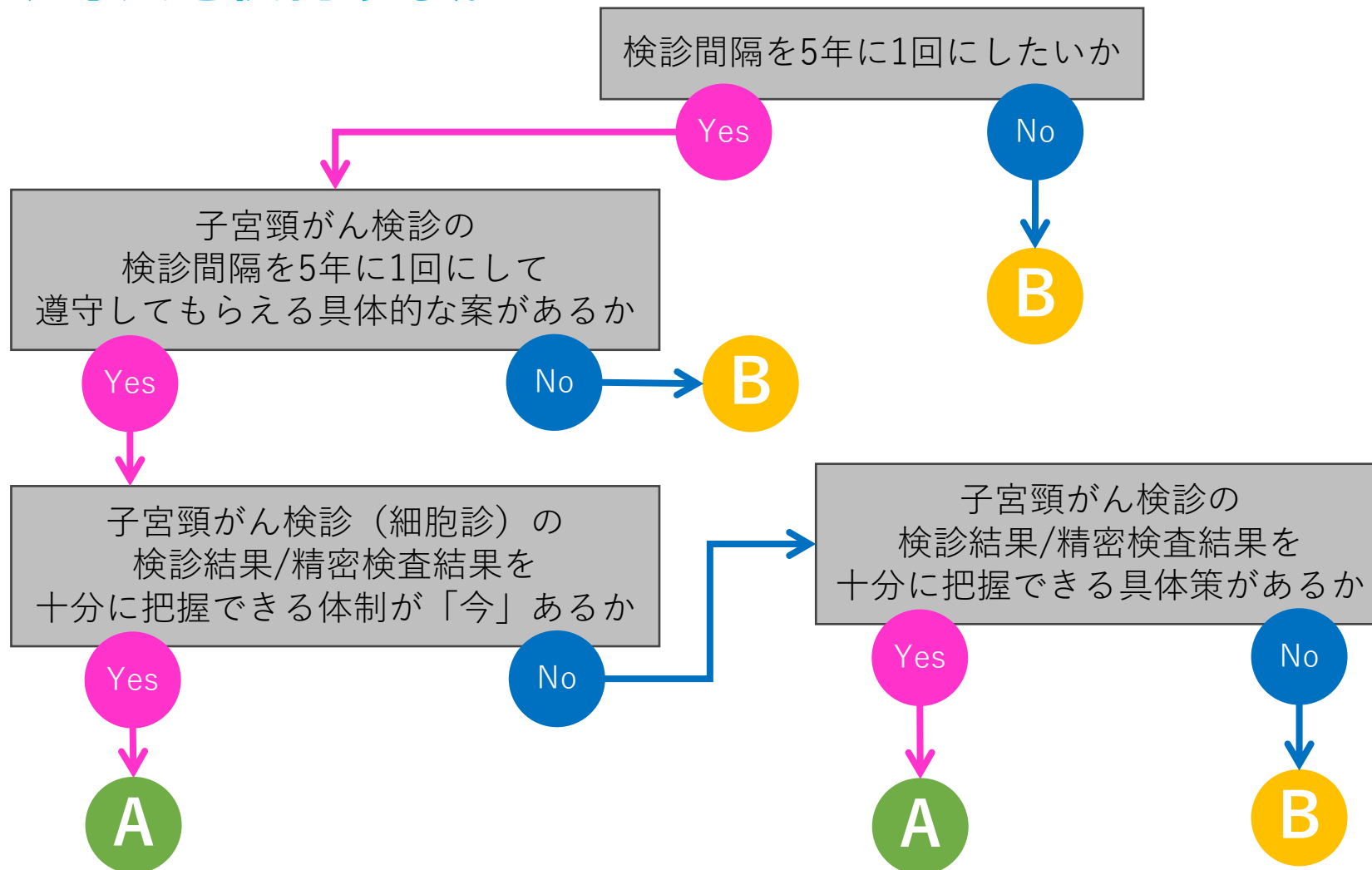
- データベースは個人ごとの検診結果・各種精密検査結果を入力・閲覧できるscreening registryを指す
  - タイムリーな精検（確定精検、追跡精検）の受診勧奨、精検未受診者への再勧奨のためにも、適切な頻度で更新が必要
  - 事業報告（年に1回集計値を報告）とは異なる
- 検診運営委員会は、実施主体がHPV検査単独法を開始できるデータベースを準備できたかを確認し、助言を与える  
（始まってからでは手遅れだったり、改修費用が余分にかかる恐れがあり）

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

### HPV検査単独法導入の検討のフローチャート

## ② 対策型検診におけるHPV検査単独法について

### 今、導入を検討するか？



A

HPV導入検討できる

マニュアルを十分に読み、  
マニュアル通りの実施体制が  
できるかを確認する

B

HPV導入検討しない

細胞診による  
子宮頸がん検診の  
精度管理充実を図る